



令和2年度版

# 業務概要

(令和元年度 事業実績)



北海道中央児童相談所

# 目 次

## I 児童相談所の概要

1	児童相談所の沿革	1
2	児童相談所の沿革規模及び構造等	2
3	児童相談所の機構及び業務分担	3
4	管轄区域の状況	4

## II 業務の概要

1	児童相談の種別と内容	6
2	業務の流れ	7

## III 相談業務の概要

1	相談受理件数の推移	8
2	相談受理の状況	9
3	援助の状況	12
4	虐待相談の状況	15
5	判定業務の状況	18
6	一時保護業務の状況	20
7	里親・里子の状況	22
8	里親支援の状況	24

## IV 各種事業の概要

1	巡回児童相談事業	25
2	ひきこもり等児童福祉対策事業	25
3	児童虐待防止対策推進事業	26
4	市町村相談体制整備支援事業	28
5	関係機関との連携	29

# I 児童相談所の概要

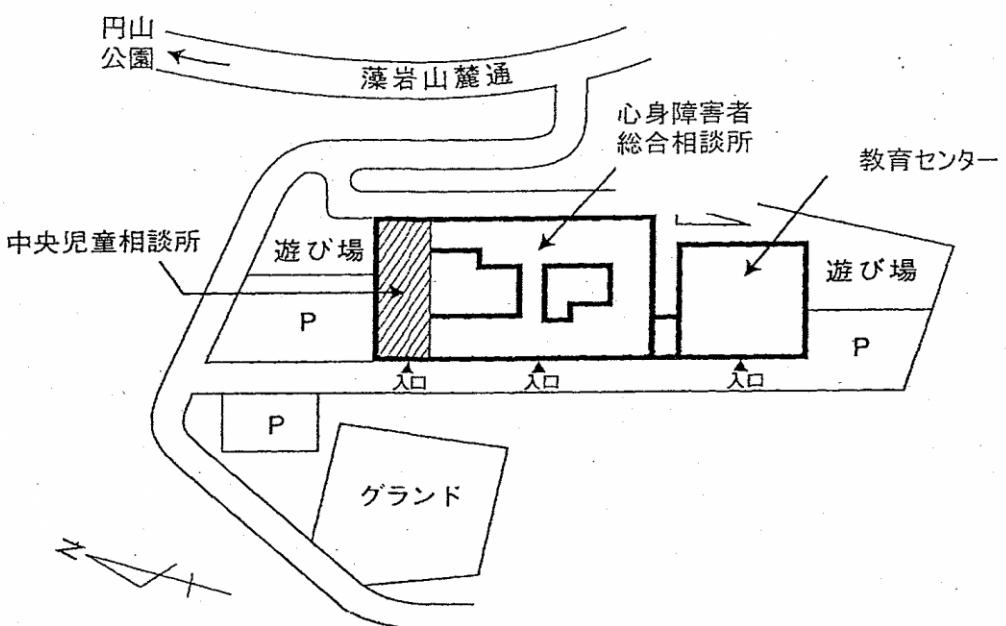
## 1 児童相談所の沿革

年月日	できごと	管轄区域	管轄地図
昭和23年7月10日	設置 北海道条例第32号により、札幌児童相談所として札幌市南14条西16丁目に設置する。	石狩、空知、後志、渡島、檜山、胆振、日高の各支庁及び札幌市、小樽市、函館市、室蘭市、岩見沢市、夕張市、美唄市	
昭和24年1月18日	区域の分割 北海道条例第6号により、渡島、檜山の両支庁及び函館市を分離し、この区域を管轄する函館児童相談所を新設する。	石狩、空知、後志、胆振、日高の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、夕張市、美唄市	
昭和24年9月4日	名称の変更と庁舎移転 北海道条例第59号により、名称を <b>北海道中央児童相談所</b> と改め、庁舎を札幌市南4条東4丁目に新築移転する。	石狩、空知、後志、胆振、日高の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、夕張市、美唄市	
昭和26年8月23日	課制施行 従来の係制を廃し、庶務、相談、判定、一時保護の四課制とする。	石狩、空知、後志、胆振、日高の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、夕張市、美唄市	
昭和28年12月28日	区域の管轄 空知支庁管内及び岩見沢市外7市を分離し、この区域を管轄する岩見沢児童相談所を新設する。	石狩、後志、胆振、日高の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市	
昭和37年4月9日	庁舎の新築移転 札幌市北3条西7丁目に新築移転する。	石狩、後志、胆振、日高の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市	
昭和39年10月20日	区域の分轄 胆振、日高各支庁管内及び室蘭、苫小牧の両市を分離し、この区域を管轄する室蘭児童相談所を新設する。	石狩、後志の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市	
昭和43年12月10日	庁舎の改築移転 札幌市琴似町八軒95番地に所在する道立中央農業試験場庁舎1,364.63m <sup>2</sup> を改築、移転する。	石狩、後志の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市	
昭和47年4月1日	区域の分轄 札幌市が政令指定都市となり、札幌市児童相談所が設置されたため、管轄区域から札幌市を分離し、現在の管轄区域となる。	石狩、後志の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市	
昭和53年9月1日	障害児教育相談室の設置 昭和54年度から的心身障害児教育の義務教育化にともない、全道一円の就学相談を担当する障害児教育相談室を併置する。	石狩、後志の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市	
昭和62年9月1日	庁舎の新築移転 札幌市中央区円山西町2丁目に新築移転する。心身障害者総合相談所・特殊教育センターとの合同庁舎となる。(障害児教育相談室は同センターへ吸収される。)	石狩、後志の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市	
平成16年4月1日	組織機構改正 道の組織機構上の名称としては石狩保健福祉事務所児童相談部となる。	石狩、後志の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市	
平成22年4月1日	支庁制度改革 道の組織機構上の名称としては石狩振興局保健環境部児童相談室となる。	石狩、後志の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市	
令和2年4月1日	組織機構改正 道の組織機構上の名称としては保健福祉部中央児童相談所となる。	石狩、後志の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市	

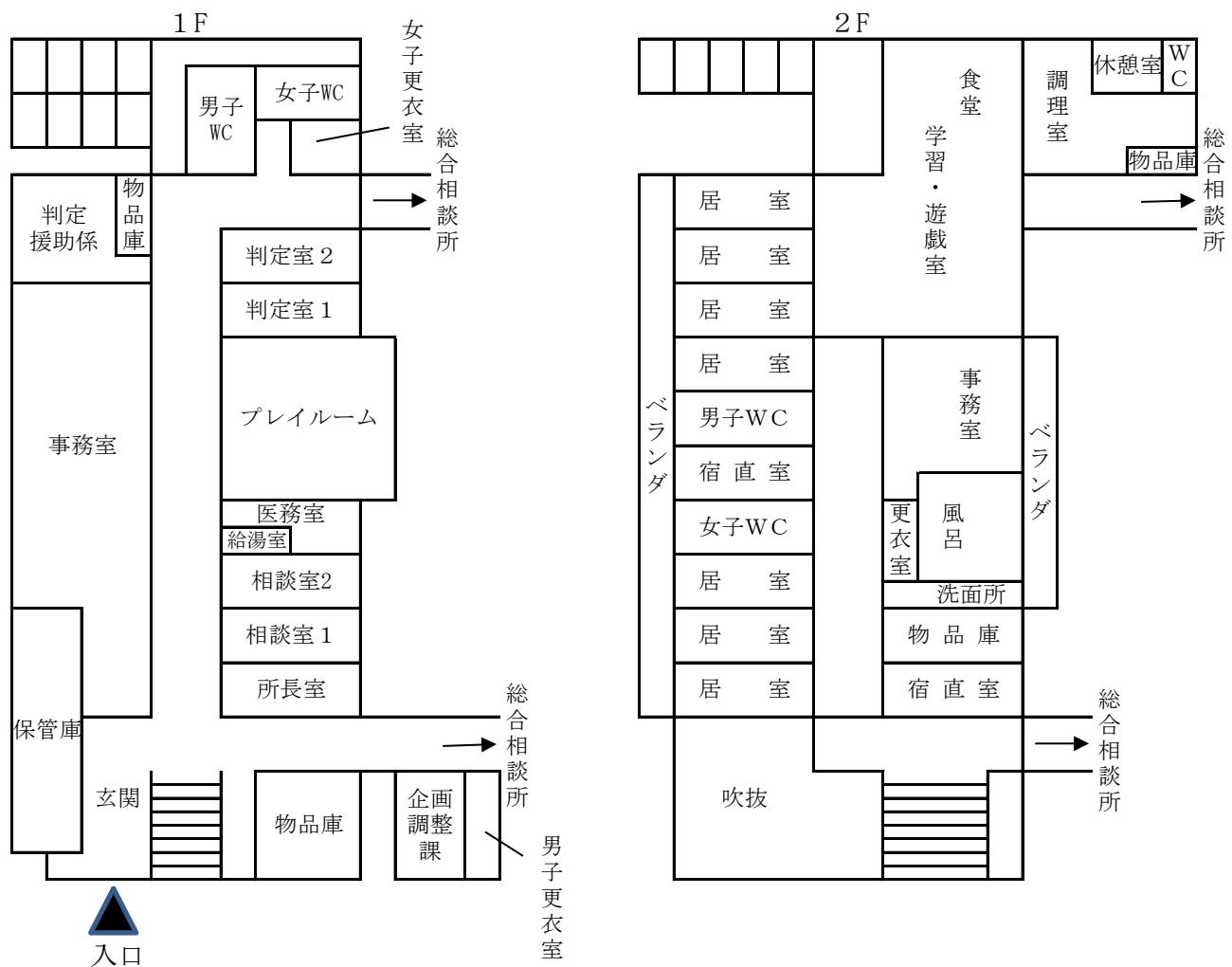
## 2 児童相談所の規模及び構造等

名 称 北海道中央児童相談所  
所 在 地 北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号  
設立年月日 昭和23年7月10日  
敷地面積 26,145m<sup>2</sup> (道立心身障害者総合相談所敷地)  
建物面積 鉄筋コンクリート2階建 930.07m<sup>2</sup>

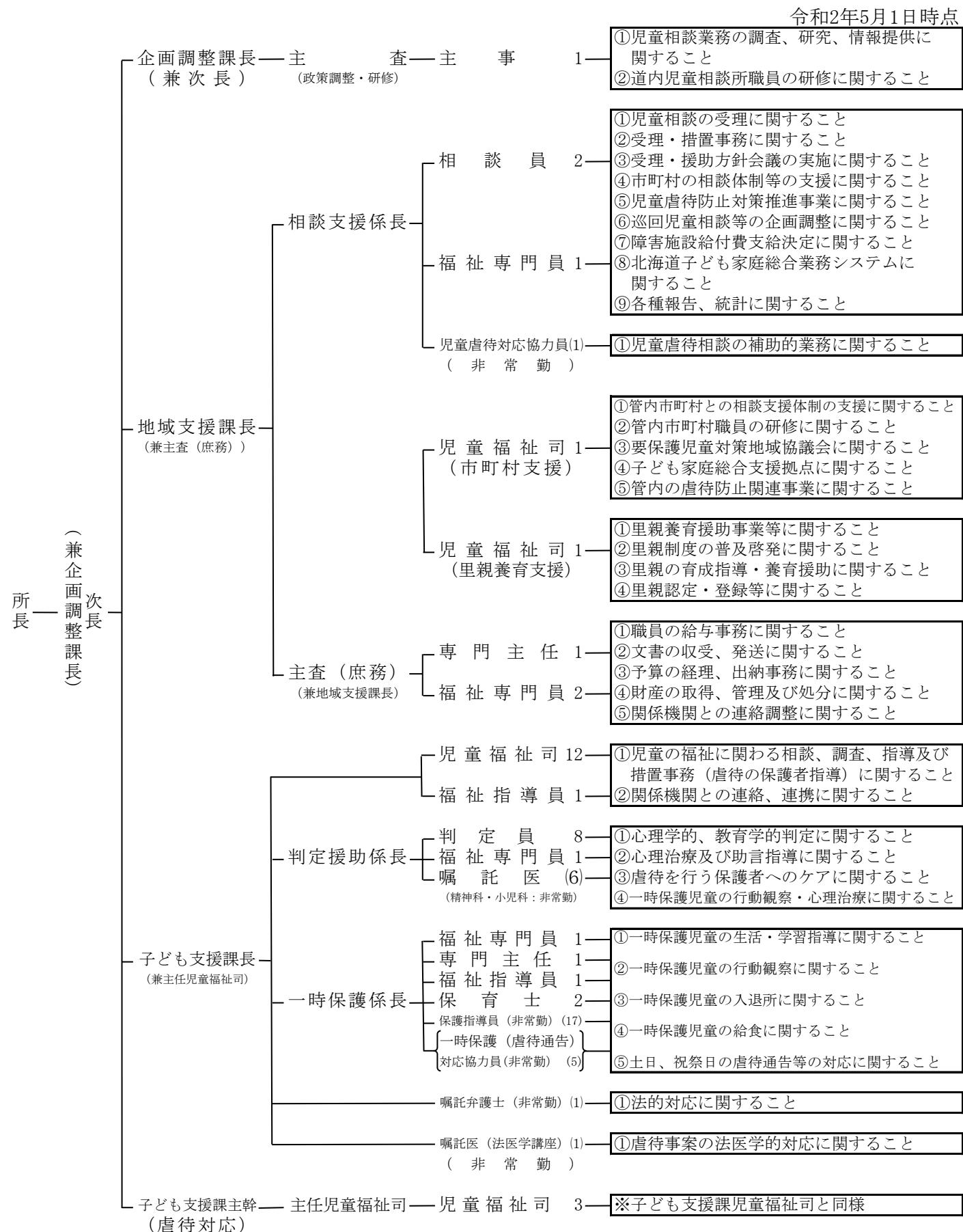
### ・ 庁舎外構



### ・ 序舎見取図



### 3 児童相談所の機構及び業務分担

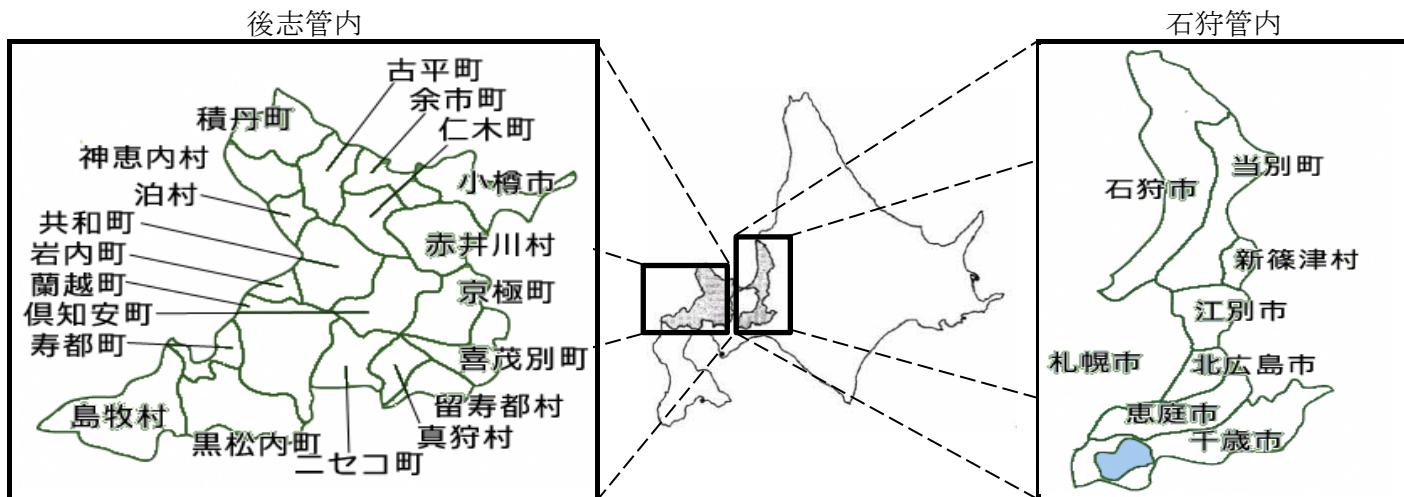


常勤職員 定数 44名 現員 49名 (短時間再任用職員を含む)

非常勤職員  
 { 児童虐待対応協力員 1名 嘱託医 7名 嘱託弁護士 1名  
 保護指導員 17名 一時保護 (虐待通告) 対応協力員 5名 } 31名

## 4 管轄地域の状況

## (1) 管轄区域の状況



地区	市町村数	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	18歳未満児童数(人)
石狩管内 (札幌市を除く)	5市 1町1村	2418.9	422,009	65,766
後志管内	1市 13町6村	4305.88	203,397	25,622
合計	6市 14町7村	6724.78	625,406	91,388

※管内の最遠隔地までの距離は167km（島牧村）

## (2) 管轄区域内の市町村の状況

地区	市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	18歳未満児童数	人口に占める割合(%)	小学校		中学校	
						児童数	学校数	生徒数	学校数
石狩管内	江別市	187.38	119,408	17,075	14.3%	5,635	17	2,947	8
	千歳市	594.5	97,580	16,686	17.1%	5,442	17	2,668	9
	恵庭市	294.65	69,902	11,254	16.1%	3,797	8	1,901	5
	北広島市	119.05	58,150	9,130	15.7%	2,907	9	1,596	7
	石狩市	722.42	58,217	9,198	15.8%	3,045	12	1,709	8
	当別町	422.86	15,731	1,888	12.0%	552	2	342	2
	新篠津村	78.04	3,021	535	17.7%	121	1	72	1
	小計	2418.9	422,009	65,766	15.6%	21,499	66	11,235	40
後志管内	小樽市	243.83	113,733	13,307	11.7%	4,209	18	2,307	12
	島牧村	437.18	1,428	139	9.7%	44	1	23	1
	寿都町	95.25	2,910	372	12.8%	113	2	67	1
	黒松内町	345.65	2,731	396	14.5%	135	2	84	2
	蘭越町	449.78	4,620	601	13.0%	179	2	106	1
	ニセコ町	197.13	5,048	787	15.6%	287	2	97	1
	真狩村	114.25	2,063	324	15.7%	104	2	42	1
	留寿都村	119.84	1,931	297	15.4%	91	1	46	1
	喜茂別町	189.41	2,175	222	10.2%	79	2	44	1
	京極町	231.49	2,948	422	14.3%	149	1	86	1
	俱知安町	261.34	15,682	2,572	16.4%	813	5	359	1
	共和町	304.91	5,788	822	14.2%	260	3	123	1
	岩内町	70.6	12,177	1,571	12.9%	524	2	249	2
	泊村	82.28	1,593	210	13.2%	67	1	38	1
	神恵内村	147.8	824	84	10.2%	35	1	15	1
	積丹町	238.14	1,951	213	10.9%	59	4	35	1
	古平町	188.36	2,963	293	9.9%	107	1	45	1
	仁木町	167.96	3,212	398	12.4%	154	2	82	2
	余市町	140.59	18,398	2,410	13.1%	751	4	414	3
	赤井川村	280.09	1,222	182	14.9%	60	2	34	1
	小計	4305.88	203,397	25,622	12.6%	8,220	58	4,296	36
管内合計		6724.78	625,406	91,388	14.6%	29,719	124	15,531	76

注1 面積は、第125回（平成30年）北海道統計書による。

人口は食糧と2年3月31日現在の住民基本台帳人口によるもので、外国人数を含む。

18歳未満児童数については、平成27年国勢調査時の人口に占める18歳未満児童数の割合を、会員2年3月31日現在の人口に垂じた推計値

注4 小学生・中学生数は、令和元年度年度北海道学校一覧による。

(3) 管内の施設状況

ア 児童福祉施設の施設数の状況

施設種別	施設数	(再掲) うち札幌市内
乳児院	1	1
児童養護施設	12	5
児童自立支援施設	1	0
障害児入所施設	9	6
自立援助ホーム	8	6
ファミリーホーム	16	11

イ 管内の施設情報（定員は令和2年4月1日時点）

施設種別	施設名	住所	電話番号	定員
乳児院	札幌乳児院	札幌市白石区川北2254番地1	011-879-6262	40
児童養護施設	札幌南藻園	札幌市中央区界川1丁目6-14	011-561-0668	42
	柏葉荘	札幌市北区篠路2条9丁目1-15	011-776-0601	88
	興正学園	札幌市北区新琴似4条9丁目1番1号	011-762-7457	45
	羊ヶ丘養護園	札幌市豊平区月寒東1条17丁目4番33号	011-851-3279	45
	札幌育児園	札幌市南区藤野6条2丁目427番地4	011-591-6601	44
	天使の園	北広島市中央4丁目5-7	011-372-3520	74
	北光社ふくじゅ園	北広島市西の里南1丁目3-6	011-375-3237	50
	歌棄洗心学園	寿都郡寿都町字歌棄町歌棄270	0136-64-5312	70
	北海愛星学園	磯谷郡蘭越町字大谷289	0136-57-5537	65
	黒松内つくし園	寿都郡黒松内町字黒松内562-1	0136-72-3033	80
	岩内厚生園	岩内郡岩内町宮園1-2	0135-62-0729	55
	桜ヶ丘学園	余市郡仁木町銀山2-247	0135-33-5024	84
児童自立支援施設	北海道立向陽学院	北広島市西の里1015	011-375-3737	48
障害児入所施設	札幌あゆみの園	札幌市白石区川北2254番地1	011-879-5555	-
	緑ヶ丘療育園	札幌市西区山の手3条12丁目3番12号	011-611-9301	-
	大倉山学院	小樽市見晴町20番地2	0134-62-2510	-
	みどりの里	小樽市築港10番1号	0134-32-5131	-
	北海道立子ども総合医療・療育センター(コドモックル)	札幌市手稲区手稲金山1条1丁目240-6	011-691-5696	-
福祉型	もなみ学園	札幌市南区石山東3丁目5-1	011-591-8434	60
	ノビロ学園	札幌市清田区真栄483-4	011-881-8555	45
	札幌市自閉症児支援センター(さぼこ)	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21	011-821-9861	27
	しりべし学園	寿都郡黒松内町字黒松内565-2	0136-72-3173	30

## II 業務の概要

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づいて設置され、市町村の児童相談業務への援助とともに専門的な知識及び技術を必要とする児童に関する相談に応じ、社会診断、医学・心理学的診断、行動診断を行い、それらに基づき必要な指導・処遇を行う児童福祉行政の専門機関です。

### 1 児童相談の種別と内容

18歳未満のすべての児童が、その個性に応じて健やかに成長するため、あらゆる相談に応じており、相談内容を次のように区分しています。

相談種別		内容
養護相談	児童虐待相談	
	身体的虐待	身体・健康に危険のある身体的な暴行
	性的虐待	性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆
	心理的虐待	暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家族における配偶者・家族に対する暴力
	ネグレクト	心身の健やかな発達を損なうような不適切な養育、監護の怠慢、安全に対する重大な不注意や無関心
その他相談	<ul style="list-style-type: none"><li>保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動、服役等による養育困難児に関する相談</li><li>迷子、被放任児等環境的問題を有する児童に関する相談</li><li>養子縁組に関する相談</li></ul>	
保健相談	未熟児、虚弱児、肥満、小児喘息、精神疾患などに関する相談	
障害相談	肢体不自由相談	身体の不自由な児童や運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	目や耳の不自由な児童に関する相談
	言語発達障害等相談	ことばの発達の遅れなどの心配に関する相談
	重症心身障害相談	重度の知的障害と肢体不自由を併せ持つ児童に関する相談
	知的障害相談	知的障害のある児童に関する相談
	発達障害相談	自閉症状、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	家出、深夜徘徊、乱暴、虚言癖、性的問題などに関する相談
	触法行為等相談	盗み、恐喝などの法律に触れる行為があり、警察から通告があった児童に関する相談 [児童福祉法第25条による警察通告]
育成相談	性格行動相談	内気、緘默、反抗、家庭内暴力などの性格行動に関する相談
	不登校相談	学校に行けない、行きたがらないなどの不登校に関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談	

## 2 業務の流れ

